

公益財団法人日本スポーツ協会 加盟申請審査要項

公益財団法人日本スポーツ協会に加盟の申請があった場合は、加盟団体規程第5章第20条に基づき、又は、加盟後4年に1度の定期審査を行う場合は、同規程第22条に基づき、同規程第2条第1号及び第3号に定める種別、並びに第3条及び第4条に定める区分に応じて、次の各項目を審査する。

I. 加盟競技団体（加盟団体規程第2条第1号）

1. スポーツ団体としての資格

- (1) スポーツ宣言日本や日本スポーツ協会スポーツ憲章に賛同し、且つ当該団体の取組が、スポーツ宣言日本の実現や日本スポーツ協会の事業の推進に寄与すること。
- (2) 当該団体が推進するスポーツが以下の要件を満たすこと。
 - 1) 楽しみのために自発的に行われるものであり、他者との競争や自己の目標の達成、あるいは自然的要素の克服や共生を意図する運動であること。
 - 2) 誰もが参加機会を持ち、競争等の条件がすべての参加者にとって平等かつ公正であること。
 - 3) 運や偶然性だけで勝敗が決まるものではないこと。
 - 4) 参加者の健康と安全を脅かすものではないこと。
 - 5) 青少年の健全育成に資すること。
 - 6) 広く人々に共有され、継承の対象となる価値観、規範、技術、物的事物といった文化的内容を有していること。

2. そのスポーツの全国統轄団体としての資格

- (1) 類似する団体の有無及びその妥当性。
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会等への加盟状況。

3. 組織機構の内容（整備状況、健全性）

- (1) 加盟団体規程第11条に定める遵守すべき事項の履行状況。
- (2) 準加盟団体としての1年以上の活動実績を有すること。
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人または公益財団法人であること。
- (4) 当該団体に加盟する都道府県組織の設置状況が以下の基準に基づいていること。なお、競技特性や地理的条件（地形、気候や人口の違い）等を勘案することができるものとする。
 - 1) 24以上の関連都道府県組織の整備実績を有すること。
 - 2) 上記1)の関連都道府県組織のうち、8以上の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績を有すること。
 - 3) 上記2)の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績が、8ブロック（①北海道・東北、②関東、③北信越、④東海、⑤近畿、⑥中国、⑦四国、⑧九州）のうち4ブロック以上に分布していること。
- (5) 施行日の前日において既に正加盟団体であるものについては、上記(3)

及び(4)の適用を、施行日から令和6年3月31日まで猶予する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、上記期間の終了後、上記(3)については内閣府へ申請済であること、(4)については要件遵守へ向けた今後の計画の提出及び毎年の進捗報告を行うことを条件として、猶予期間の延長を希望する場合は上記(3)及び(4)の適用を、令和8年12月31日まで猶予する。

4. そのスポーツの国際連盟の有無と当該競技団体との関係

- (1) 当該スポーツの国際連盟(IF)の有無及び当該IFの国際オリンピック委員会(IOC)、国際競技連盟連合(GAISF)等の国際機関への加盟の有無。
- (2) 当該団体のIFへの加盟の有無。
- (3) 国際大会への参加状況等。

5. 国内の普及度

- (1) 競技者等登録規程及び登録者数。
- (2) 国内大会や指導者研修事業等の開催実績。

6. 今後の発展性

- (1) 中長期事業計画・方針及び財務計画の策定状況。
- (2) 当該スポーツ普及のためのプログラム等の策定状況。

7. その他、審査上必要と認められる事項

II. 加盟関係スポーツ団体(加盟団体規程第2条第3号)

各審査項目は、上記「I. 加盟競技団体(加盟団体規程第2条第1号)」の内容に準じ、以下の項目に関しては置き換えるものとする。ただし、当該団体において性格上必要としないと本会が判断するものについては省略することができる。

2. そのスポーツに関する特定の分野における全国統轄団体としての資格

- (1) 「する」「みる」「ささえる」「知る(分析する)」といった多様なスポーツ享受(参画)の推進など、スポーツの発展に寄与していること。
- (2) 類似する団体の有無及びその妥当性。

3. 組織機構の内容(整備状況、健全性)

- (1) 加盟団体規程第12条に定める遵守すべき事項の履行状況。
- (2) 非営利法人として5年以上の活動実績を有し、統轄団体として適当な組織を有しなければならない。

III. 準加盟団体(加盟団体規程第3条)

各審査項目は、上記「I. 加盟競技団体(加盟団体規程第2条第1号)」の内容に準じ、「3. 組織機構の内容(整備状況、健全性)」に関しては以下の内容に置き換えるものとする。

3. 組織機構の内容(整備状況、健全性)

- (1) 加盟団体規程第13条に定める遵守すべき事項の履行状況。
- (2) 非営利法人として4年以上の活動実績を有すること。

(3) 当該団体に加盟する都道府県組織の設置状況が以下の基準に基づいていること。なお、競技特性や地理的条件（地形や気候、人口の違い）等を勘案することができるものとする。

- 1) 12以上の関連都道府県組織の整備実績を有すること。
- 2) 上記1)の関連都道府県組織のうち、2以上の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績を有すること。

IV. 承認団体（加盟団体規程第4条）

各審査項目は、上記「I. 加盟競技団体（加盟団体規程第2条第1号）」の内容に準じ、「3. 組織機構の内容（整備状況、健全性）」に関しては以下の内容に置き換えるものとする。

3. 組織機構の内容（整備状況、健全性）

- (1) 加盟団体規程第13条に定める遵守すべき事項の履行状況。
- (2) 非営利法人として3年以上の活動実績を有すること。
- (3) 当該団体に加盟する都道府県組織の設置状況が以下の基準に基づいていること。なお、競技特性や地理的条件（地形や気候、人口の違い）等を勘案することができるものとする。
 - 1) 8以上の関連都道府県組織の整備実績を有すること。
 - 2) 上記1)の関連都道府県組織の都道府県体育・スポーツ協会への加盟実績は問わない。

附則

1. 昭和41年7月6日制定（理事会承認）
2. 平成2年6月13日理事会承認を得て、平成2年6月27日改訂施行
3. 平成18年4月1日改訂、施行
4. 公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）に改訂、施行する。
5. 平成28年4月1日改訂、施行
6. 平成30年4月1日改訂、施行
7. 令和元年7月1日から施行する。
8. 令和4年6月24日改訂、施行
9. 令和6年6月5日改訂、施行